

石川県公報

令和 8 年 6 月 18 日 (木曜日)

号 外

(第 40 号)

目 次

土木部 (水道用水供給事業)
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正

1

土木部 (水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第 3 号

石川県企業職員の給与に関する規程 (昭和42年石川県電気事業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 18 日

石川県知事 山 野 之 義

第 3 条の表出先機関の部を次のように改める。

出先機関	手取川水道事務所	所 長	三 種
		次 長	五 種
		課 長	〃
		担当課長	〃

第 3 条の表備考 3 中「担当課長」を「本庁の担当課長」に改め、同表備考 7 中「課長」の次に「及び担当課長」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の石川県企業職員の給与に関する規程の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。